

公契約条例制定を

札幌市 組織の違い超え集会

「札幌市公契約条例の制定を求める会」は5日夜、公契約条例の制定をめざす市民集会を札幌市で開き、組織の違いを超えて、札幌地区連台と札幌地区労

連の組合員や市民130人が参加しました。自治体の仕事を受注する企業に労働者の最低額の賃金を支払うことを義務付ける公契約条例。全国で49自治体が制定しています。北海道では、札幌市が2012年に提案しますが、13年11月議会で否決。16年12月に旭川市で道内初の条例を制定しました。

「なぜ公契約条例なのか」と題して報告した川村雅則北海学園大学教授は「問われているのは自治体、発注者の側。市は何らかの基準を持って金額を設定しており、企業も賃金の基準がある。それが適切かどうか、議員や自治体関係者は検証してほしい」と提起。

「旭川ワーキングプア研究会」と札幌弁護士会が報告しました。

地区連台代表は、市の予算編成で重点項目として要求し、関係部局との意見交換を進めると表明。

地区労連代表は、地域活性化をすすめる四つの提案で最賃引き上げ、中小企業支援とともに、公契約の適正化、公共サービスの充実を求めていると発言しました。

日本共産党市議団・候補が参加しました。